



須崎市
第4期障がい者計画・
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
— 概要版 —

～誰もが自分らしく暮らし、地域で共に支え合うまちづくり～



令和6年3月 須崎市

計画策定の趣旨

須崎市では、ノーマライゼーションの理念の下に障がい者施策の基本となる「障がい者計画」と、計画的にサービスを提供していくため、数値目標を設定し、サービスの提供体制の確保と方策を定めた「障がい福祉計画」を策定し、計画的かつ総合的に推進してきました。

地域共生社会の実現と多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、国の基本指針が見直されたことに加え、本市では、障がい福祉計画の改定時期を迎えたことにより、「第4期障がい者計画」（令和6年度から令和11年度）及び「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（令和6年度から令和8年度）の策定を行います。

基本方針

須崎市総合計画の福祉分野の基本構想「健康で明るい暮らしができるまち」を踏まえ、障がいの有無に関係なく、すべての市民が同じように生活・活動するノーマライゼーションの精神をさらに推し進め、障がいのある子どもにおいても、分け隔ての無いインクルージョン教育等を推し進めて、共生社会の構築を目指します。

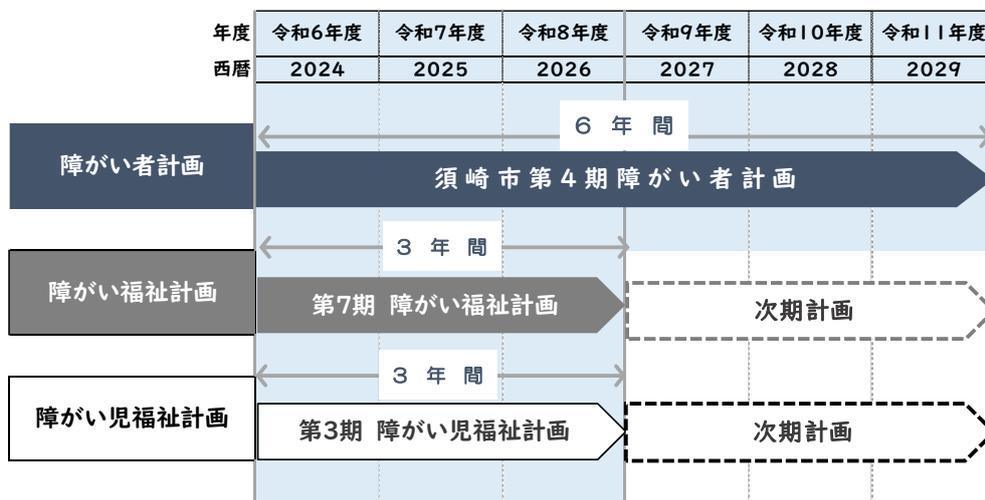
基本理念

誰もが自分らしく暮らし、地域で共に支え合うまちづくり

計画期間

「障がい者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画です。

これをもとに、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画とします。



アンケート結果からみられる課題

◆障がいのある人の身の回りのお世話をする人に関して

- ・介護をする人の年齢が60歳以上の方が34.5%と多い状況です。
- ・親亡き後や配偶者による老々介護が想定され、体制の充実や家族介護者の負担軽減が必要です。
- ・各サービスや支援のニーズに応じた提供体制の確保、質の向上が必要です。また、障がい福祉に携わる人材の確保、定着が今後重要となります。

◆日中の過ごし方に関して

- ・障がいのある人が参加できる活動や、居場所などの情報提供を広く周知することが必要です。

◆障がいのある子どもの必要な支援に関して

- ・早期発見、早期療育に努め、ライフステージや一人ひとりの特性に応じた切れ目のない支援が受けられるように、関係機関との連携強化が必要です。

◆仕事をやめたことがある人の就労期間に関して

- ・多様化する就労ニーズの充足に向けた相談支援体制と障がい特性に応じた就労機会や雇用の場の拡充が必要です。
- ・関係機関の協力のもと、就労定着への支援は徐々に進んでいますが、より長く働き続けることができるよう支援していくことが必要です。
- ・障がい者雇用への理解と啓発活動の促進、就労者へは、就労の定着を図ることが課題となります。また、障がいや病気により、職場を辞めざるを得ない状況があることから、障がいのある人に対する職場の理解や配慮が必要です。

◆サービスの利用状況と利用希望に関して

- ・生活介護サービスの潜在的な需要があります。各福祉サービスの周知を図り、支援が必要な人に適切なサービスを提供することが必要です。
- ・保健、福祉、教育、保育、医療分野など関係機関の連携強化や医療的ケア児（者）及びその家族への支援の充実が今後は必要になってきます。
- ・学校教育だけでなく、放課後等デイサービスを希望する保護者が多くあります。保護者の就労等の継続が可能となるような取組が必要になっています。

◆今後の暮らし方と希望に関して

- ・地域で安心して生活することができるよう個々のニーズに添った支援が重要です。
- ・ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設等の整備が重要です。

◆災害時の避難等について

- ・避難所へ安全に避難できる体制が必要になっています。また、福祉避難所の整備、個々のニーズに添った支援が重要です。

◆障がい者福祉への意見に関して

- ・雇用の継続に向けた定着支援とその入り口となる就労支援サービスの充実化やいろいろな活動の場についての検討が必要です。
- ・障がい特性や心身の状態、希望に応じた多様な余暇活動や文化芸術活動の場やスポーツ環境の整備の充実が必要です。
- ・学校や地域における障がい理解を深める場や機会の充実、成年後見制度の周知、利用促進、障がい者権利擁護（虐待防止・差別解消）に関する当事者や事業者等に向けた制度周知、普及啓発のさらなる充実が重要です。

「須崎市第4期障がい者計画」の内容

計画の体系

基本理念をもとに、その実現を図るための施策の柱（基本目標）を5つの分野に設定し、具体的な施策の展開を図ります。



基本目標1：地域生活への支援（自分らしく暮らせるまち）

障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、一人ひとりのニーズに沿った障害福祉サービスの提供、相談支援体制の充実を図り、地域での自立した生活の支援を進めていきます。

福祉・保健・医療・教育関係者、企業等の障がいに対する知識と理解を深め、合理的配慮の提供に向けた取組を推進し、障がいの有無にかかわらず、多様性を認め、誰も孤立させない、そして排除しない、誰にとっても選択肢のある寛容な地域共生社会の実現を目指します。

●在宅生活の支援 ●保健・医療の充実 ●相談支援体制の充実 ●差別の解消・権利擁護の推進

基本目標2：就労と雇用の促進（いきいきと暮らせるまち）

障がいのある人が、その適正や能力に応じた就労や福祉的就労ができるようにサービスの充実に努めます。また、企業に対して障がい者雇用を促進するための理解を促すことや、雇用された後の就労定着支援への取組を進めていきます。

●雇用・就業・定着支援 ●福祉的就労の場の充実

基本目標3：障がいのある子どもの発育支援、教育の充実（健やかに暮らせるまち）

障がいのある子どもの自立や社会参加を図るため、一人ひとりのニーズに沿った支援を行います。また、ライフステージに応じた切れ目のない適切な指導や支援が受けられるよう、関係機関や学校との連携を図ります。

●障がいの早期発見・早期療育体制の充実 ●就学に向けての支援 ●教育の充実



基本目標4：生活環境等の整備促進（つながり、共に支え合うまち）

誰もが暮らしやすい生活環境や災害時における避難支援体制の整備を進めます。

●防災・防犯対策等の推進 ●暮らしやすい住環境の整備



基本目標5：啓発・広報活動と情報促進（心をはぐくむまち）

障がいの有無に関わらず地域で共に支え合う共生社会を実現するため、障がいに対する理解の促進を図ります。また、障がいのある人へ適切な情報提供ができるよう、取組を進めていきます。

●相互理解と啓発活動の推進 ●情報提供とコミュニケーション支援の推進

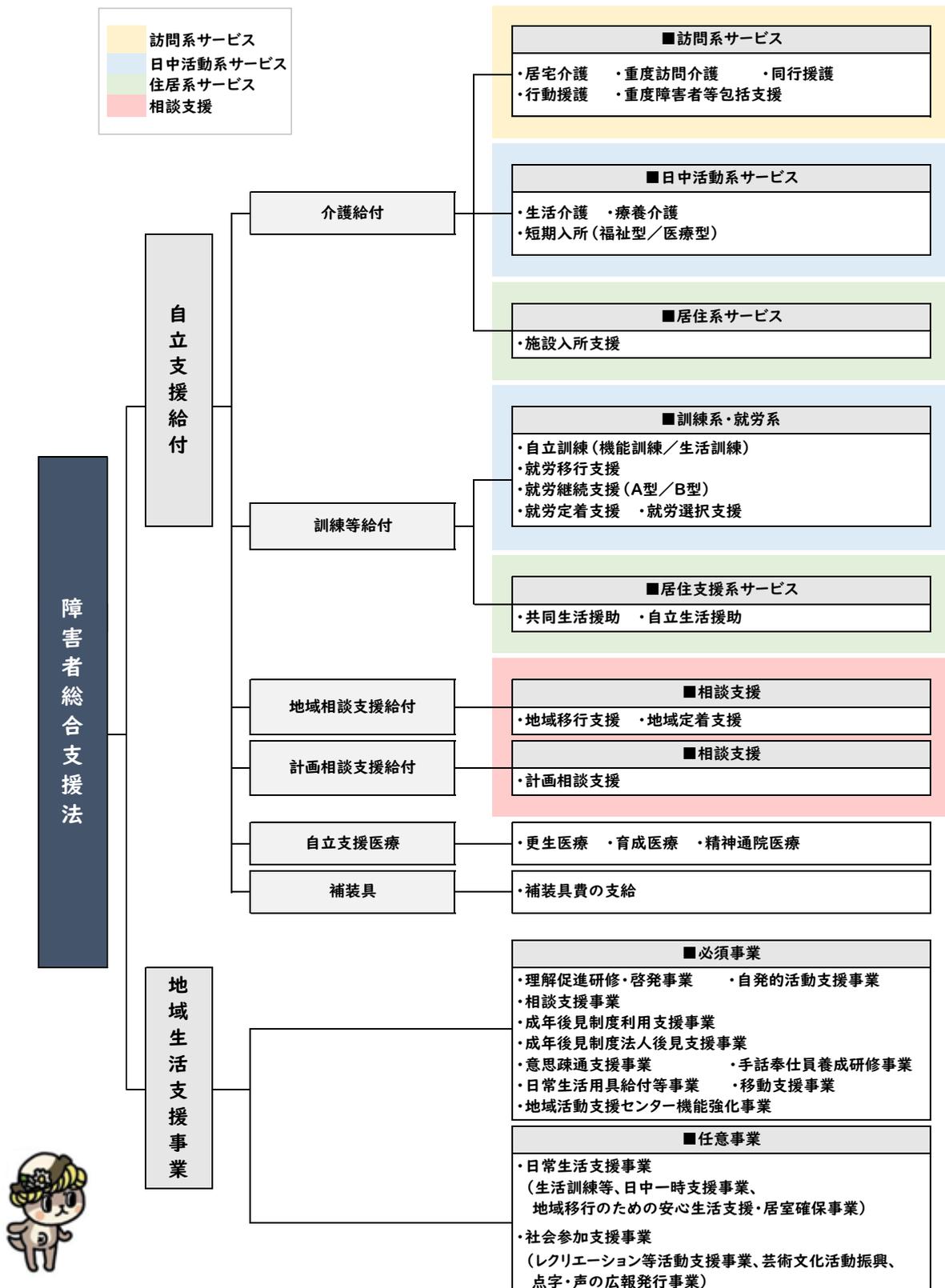


「須崎市第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」の内容

国の基本的な指針に等に基づき、成果目標と障害福祉サービス見込量を定めて取組を推進します。

第7期障がい福祉計画の体系

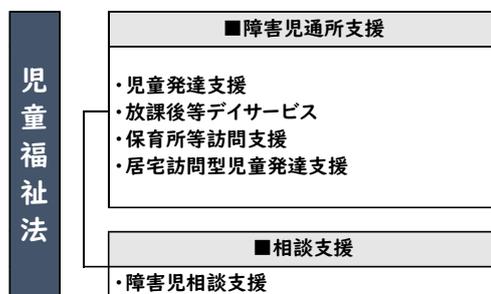
障害者総合支援法では、障がいのある人が自らサービスを選択する自立支援給付と地域特性に応じた実施する地域生活支援事業があります。



詳しくは本編をご覧ください。

第3期障がい児福祉計画の体系

児童福祉法では、障害児通所支援と相談支援があります。



主な成果目標（令和8年度）

◆施設入所者の地域生活への移行（施設入所者のうち、今後地域生活に移行する人の目標値を設定）

・地域生活移行者数：0人 ・施設入所者数：44人

◆福祉施設から一般就労への移行等

・福祉施設を退所し、一般就労する人数：3人 ・就労移行支援事業を利用する人数：3人
・就労継続支援事業（A型・B型）を利用し、一般就労する人の数：各1人

◆地域生活支援拠点等の整備

・地域生活支援拠点数：1か所 ・運用状況の検討回数：年1回
・コーディネーターの配置：検討 ・強度行動障害に関する支援体制：検討

◆相談支援体制の充実

・基幹相談支援センターの設置：検討
・協議会専門部会の設置及び実施回数：4専門部会/14回 ・相談支援事業所の人材育成支援件数：1件

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

・協議の場の設置及び回数：有 / 5回
・協議の場への参加者数：15人 ・目標設定：地域課題の抽出及び支援策に係る協議等
・評価の実施回数：2回

◆児童発達支援センターの設置：市で1か所整備することを目指す

◆保育所等訪問支援が利用できる体制構築：継続

◆重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの確保

：市または高幡圏域で1か所整備することを目指す

◆医療的ケア児支援のための協議の場の設置：設置

◆発達障がい者等に対する支援

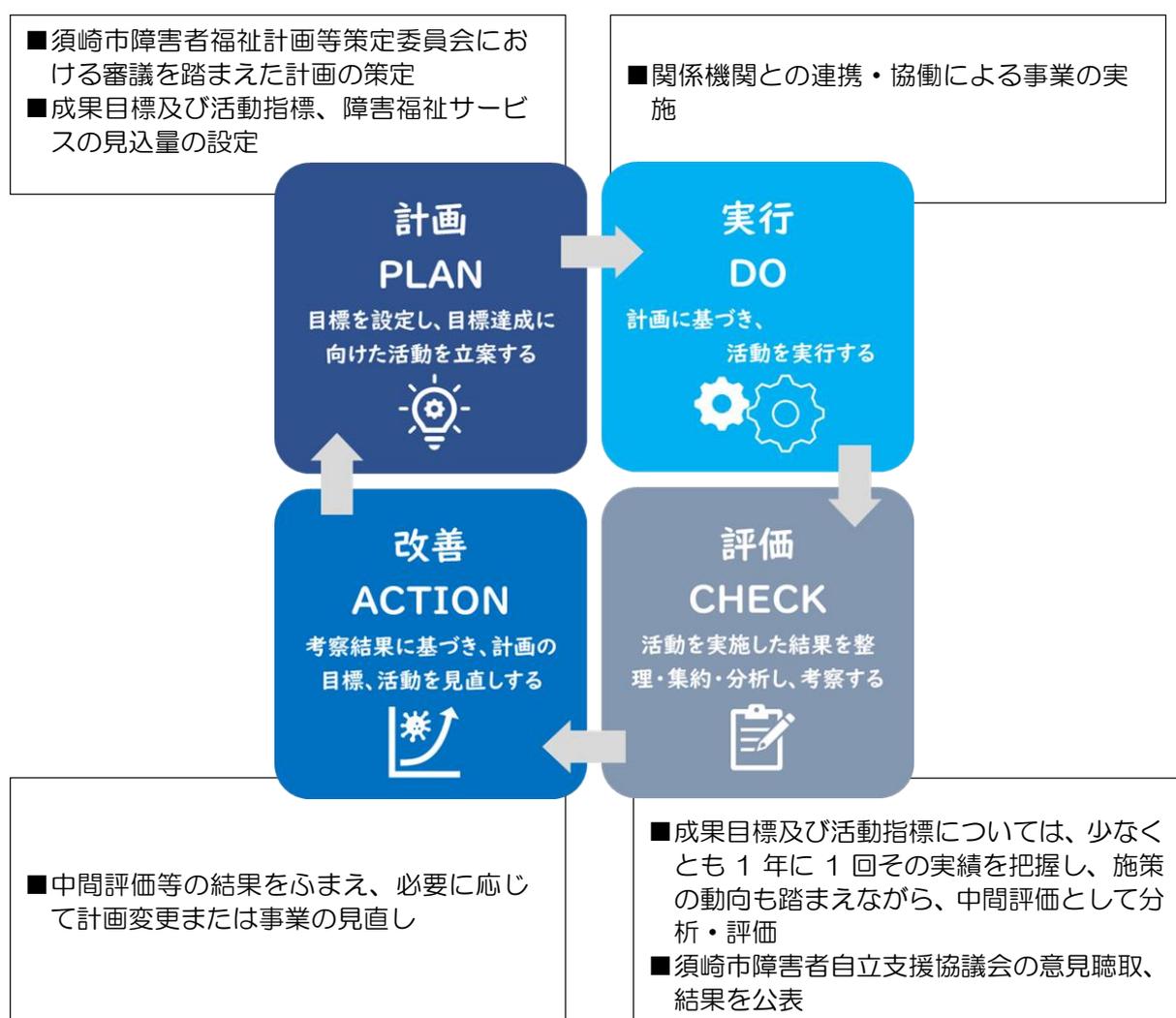
・ペアレントトレーニングの受講者数：5人 ・ペアレントプログラムの受講者数：5人
・ペアレントメンターの人数：1人 ・ピアサポートの活動への参加人数：6人



計画の推進

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずることとされています。

計画をより効果的に推進するために、少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握します。また、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じます。中間評価の際には、自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果の公表に努めます。



発行：須崎市福祉事務所

〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号

TEL：0889-42-1207

FAX：0889-42-1190

